

サントリー美術館 サン美美術部「登録メンバー」部員規約

第 1 条 (適用範囲)

本規約に定める条項は、公益財団法人サントリー芸術財団 サントリー美術館（以下、当館という。）が運営するサントリー美術館 サン美美術部（以下、サン美美術部という。）に登録メンバーとして入部した部員（以下、登録メンバーという。）に適用されるものとします。

第 2 条 (目的)

サン美美術部は、中学校・高等学校に在学する生徒および相当する年代の青少年に対して、当館が行う展覧会等を通じて、美術に広く親しんでいただくことを目的とします。

第 3 条 (入部手続き)

サン美美術部に登録メンバーとして入部を希望する方（以下、入部希望者という。）は、本規約を承認および親権者その他の法定代理人の同意（本規約への同意を含みます。）を得たうえで、インターネットの申込みページより入部手続きを行ってください。入部希望者のうち、当館が入部を認めた方を登録メンバーとします。

第 4 条 (登録メンバー資格)

登録メンバー資格は、原則、中学校・高等学校に在学する生徒もしくは 13 歳以上 18 歳未満の方に与えられるものとします。登録メンバーとして特典を受ける際に、学生証の提示を求める場合があります。

第 5 条 (登録メンバー期間)

登録メンバー期間は、原則、第 3 条に定める入部手続きをした日から入部時に設定した学年を参照して高等学校 3 年生の 3 月末日までとします。

第 6 条 (年会費)

入部に際し、入会費および年会費は無料です。

第 7 条 (登録メンバー証)

登録メンバーには登録メンバー証を発行します。登録メンバーは入館の際に登録メンバー証を提示します。登録メンバー証は登録メンバー本人のみが利用できます。他人に貸与や譲渡はできません。また、登録メンバー証の管理は登録メンバー自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、当館は一切責任を負いません。なお、登録メンバー証を紛失した場合、原則として再発行しません。ただし、登録内容および学生

証等による本人確認後に再発行する場合がございます。

第 8 条（登録メンバーの特典）

登録メンバーの特典は、次のとおりとし、登録メンバー特典の利用に際して、当館が求めた場合には、登録メンバーは登録メンバー証および学生証を提示します。

- (1)入館料割引（本人および同伴者 1 名まで適用可能とします）
- (2)展覧会やイベントの情報を送付
- (3)登録メンバー限定イベントへの参加
- (4)その他登録メンバー限定キャンペーンへの参加

第 9 条（変更手続き）

登録メンバーは、届け出た氏名・メールアドレス・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに当館まで届け出ます。なお、変更の届出がないために生じた不利益について、当館はその責任を負いません。

第 10 条（退部）

登録メンバーは、所定の手続きにより、随時登録メンバーとしての入部を解除することができます。

第 11 条（登録メンバー資格の譲渡等の禁止）

登録メンバーは、登録メンバー資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第 12 条（登録メンバー資格の喪失）

次の場合は、事前に通知することなく、直ちに当該登録メンバーの資格を停止し、又はこれを取り消すことができます。なお、これにより、当該登録メンバー又は第三者に損害が発生したとしても、当館は一切責任を負いません。

- (1)入部時に虚偽の申告があったとき
- (2)公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
- (3)他の登録メンバー又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
- (4)本規約に違反したとき
- (5)登録メンバー自らが暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき
- (6)親権者その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合
- (7)その他、登録メンバーとして不適切であると当館が認めたとき

第 13 条（サン美美術部の改廃）

当館は、登録メンバーの了承を得ることなく、サン美美術部および登録メンバー入部制度を改廃することができます。この場合、登録メンバーは、損害賠償の請求をすることはできません。

第 14 条（個人情報の取り扱い）

登録メンバーは、当館が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当館又は当館の業務委託先を含む第三者が利用することを同意します。

<利用目的>

登録メンバー管理、展覧会・イベント等のご案内送付

なお、個人情報の取扱いについては、下記ホームページにてご確認ください。

プライバシーポリシー：<https://www.suntory.co.jp/sfa/privacy/>

第 15 条（規約の変更）

当館は、登録メンバー一般の利益に適合する場合のほか、その他の相当な事由があると認める場合、本規約の各条項を、民法の定めにしたがって変更することができるものとします。なお、本規約の変更は、当社ウェブサイト上での掲示などの相当な方法で公表することにより行い、公表の際に定める期日から適用されるものとします。

第 16 条（その他承認事項）

登録メンバーは、当館から各種サービスやイベントの告知等の情報提供を受けることがあります。登録メンバーが、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は学年について偽って入部した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、サン美美術部に関する法律行為を取り消すことが出来ません。

付則

この規約は令和 4 年 12 月 18 日より施行します。